

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2019年6月

1. 意匠法・商標法の改正

平成31年3月1日に閣議決定された、「特許法等の一部を改正する法律案」は令和元年5月10日に可決・成立し、5月17日に法律第3号として公布されました。詳細は以下を確認ください。なお公布の日(令和元年5月17日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日となります。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html

上記改正の中では意匠法が以下のように保護対象が拡大され、また関連意匠制度の範囲も・時期も大きく拡大されています。今後関連規則等が論議される予定ですが、実務的にかなり大きな影響がでると思われ、動向を注視していく必要があります。

<意匠法の主たる改正項目>

・保護範囲の拡充—意匠法2条1項の中に、「物品」と並んで「画像」、「建築物」が意匠の定義に加えられた。更に意匠法第8条の2(内装の意匠)が新設され、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(「内装」)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなった。

・関連意匠の拡充—関連意匠出願が、本意匠の出願から10年以内まで認められ、更に関連意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として権利化できることとなった。

内装についてしてみると、海外の事例では店舗以外で例えばプラント設備の内装、鉄道車両の内装等の登録例があり、どこまでがこの法改正で保護対象になるのかを注視する必要がある。

2. 意匠の施行規則改正

平成31年4月26日付で意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令が公布されました。これによれば、意匠の創作の具体的な内容を特定することができることと認められれば、意匠が適切に開示されたものとして取り扱うこととされ、特定されれば必ずしも六面図を提出する必要がなくなりました。また願書の部分意匠の欄の記載の必要がなくなりました。上記に沿って審査基準等が改正になっております。

なお上記に関して、今後は先願や関連意匠の規定の適用に関して、全体意匠と部分意匠間でも適用が判断されることとなります。

3. 米国特許商標庁:商標の使用証明に関する運用

米国特許商標庁は、ここ数年商標の使用証明に関する規則改正(ランダムに使用宣誓書の監査を行う)をするなどしてフロードと考えられるような使用宣誓(偽の商標見本等)に対応してきました。本年5月9日付の米国特許商標庁(USPTO)のイアंक長官議会下院委員会でのステートメントによれば、上記の状況に対して更なる対応を行っていくとのことです。例えば偽造見本をチェックするソフトウェアの導入やフロード出願についての通報制度、更には外国人に対して必ず米国代理人を通しての手續を義務付ける(規則改正手続中)等に積極的に取り組んでいくとのことです。これらの事案の多くは中国からの出願と考えられますが、監査対象は必ずしも中国からの出願に限られず、日本企業の出願も引き続き対象になり、貴社の出願も何らかの影響を受ける可能性があります。

4. カナダ商標法改正

昨年のニュースレターでも紹介しましたが、6月17日に新カナダ商標法が施行されます。

・6月17日以降に出願する出願について使用ベースを記載する必要がなくなる。今まで出願時に確認していた使用開始日、外国における使用や登録等の情報は不要になる。

・使用宣誓書提出が不要になる。なお現在使用宣誓書提出を条件に登録される出願中案件は登録料を納付することにより登録になる。ちなみに6月17日以降出願の案件は登録料の納付が不要になる。

上記の内容についてご質問等ございましたらお気軽にお尋ねください。

以上